

目黒支部研修会レジュメ

平成 26 年 11 月 7 日 (金)

「国外財産調書制度の創設とその留意点」

税理士 田 中 宏 志

1. 制度創設の背景

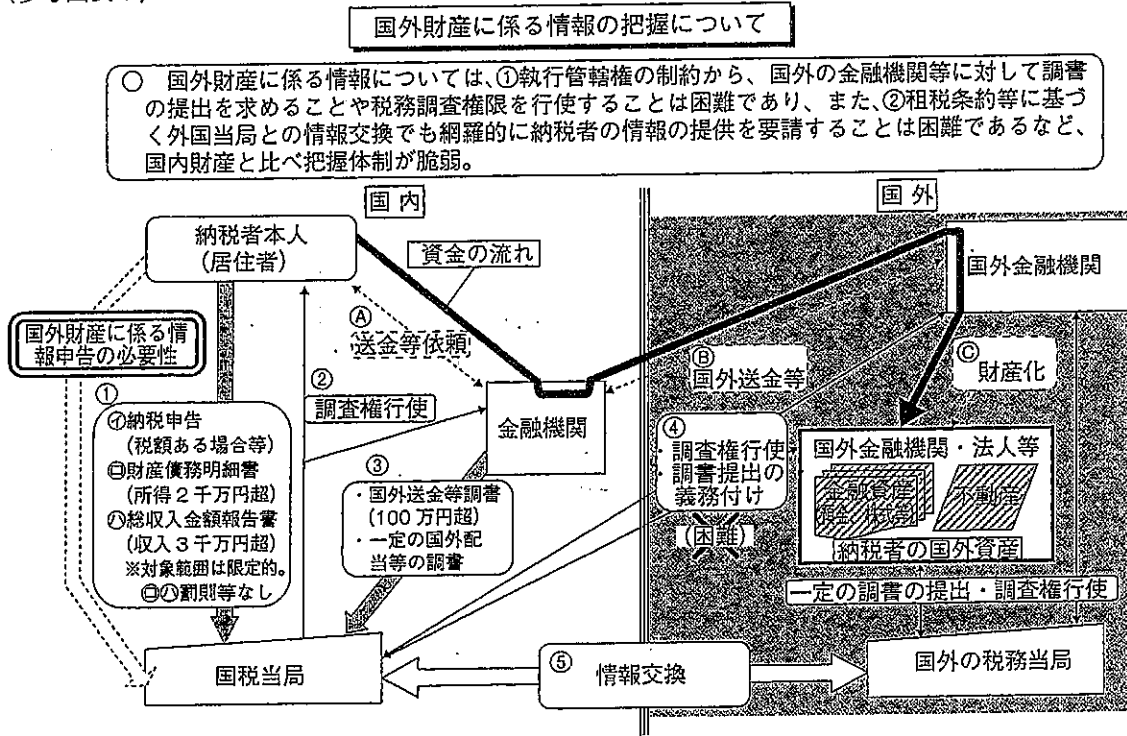
- (1) 国外財産に関する保有・申告漏れの状況
- (2) 諸外国における「外国資産報告制度」の概要
- (3) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書制度の創設）
- (4) 国外財産調書の提出状況について
- (5) 最近の国外財産情報の流れ（共通報告基準の導入）
- (6) 海外財産を除外した相続税申告（税理士損害賠償請求事件）

2. 制度の内容（FAQ 参照）

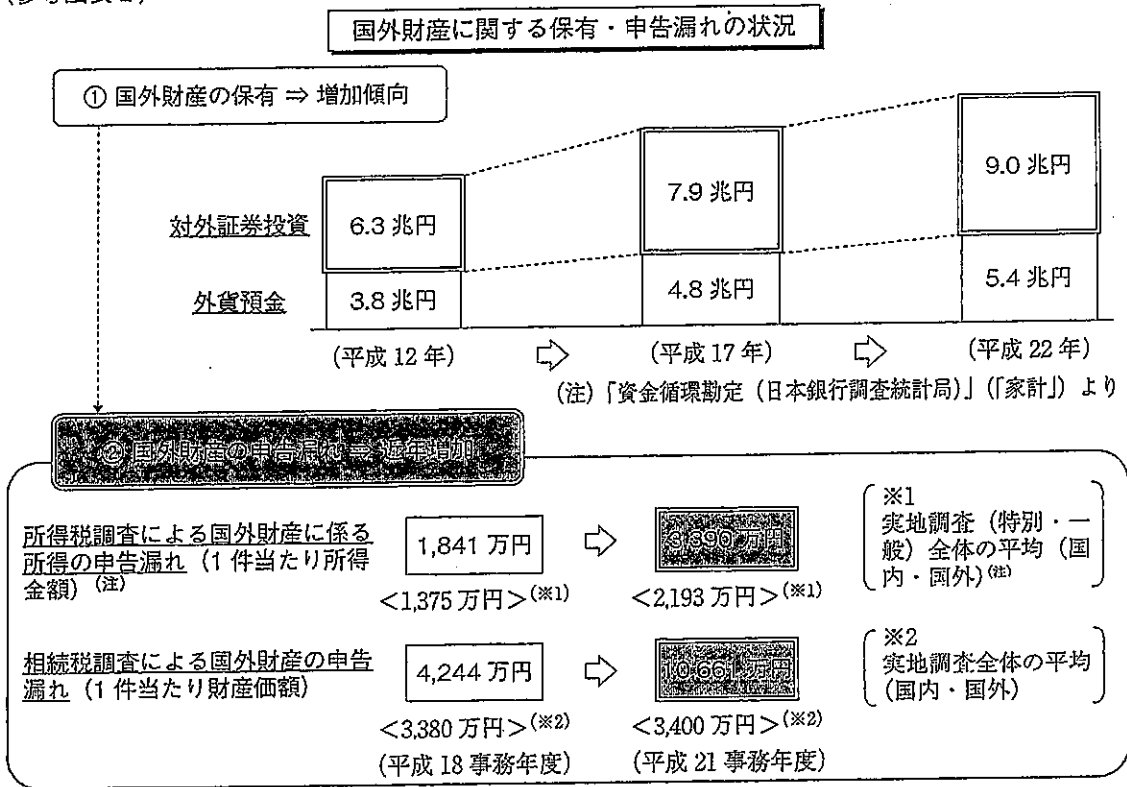
- (1) 国外財産調書の提出
 - ①適用対象者
 - ②国外財産の意義
 - ③国外財産の価額（評価方法）
 - ④国外財産調書の記載事項
 - ⑤提出先
 - ⑥財産債務明細書の取扱い
- (2) 過少申告加算税等の特例
 - ①国外財産調書の提出がある場合の優遇措置
 - ②国外財産調書の提出がない場合の加重措置
 - ③期限後に提出された調書の取扱い
- (3) 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権
- (4) 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則規定の整備

3. 適用関係

(参考図表 1)



(参考図表 2)



(注) 国外財産に係る「所得の申告漏れ」の計数は、サンプル調査によるもの (国税庁)

平成24事務年度における相続税の調査の状況について

相続税について、平成24事務年度(平成24年7月から平成25年6月までの間)に実施した実地調査の状況をまとめましたのでお知らせします。

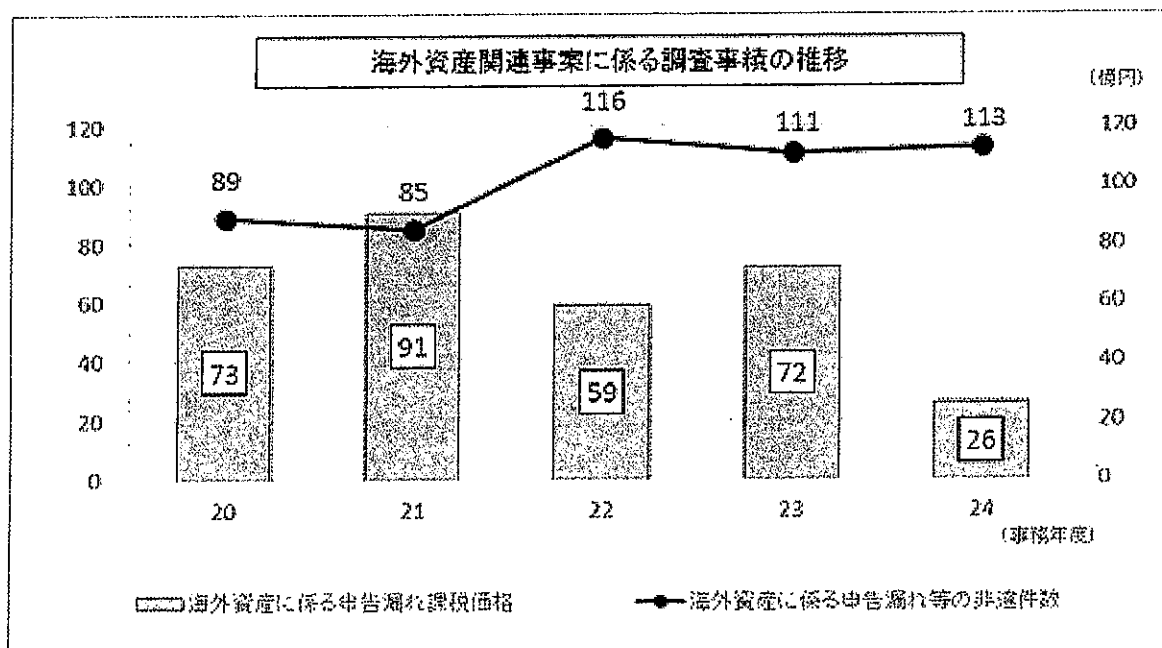
(付表3-1) 海外資産関連事案に係る調査事績

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度を効果的に活用するなど、海外資産の把握に努めています。資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案など、海外資産関連事案については、平成25事務年度においても積極的に調査を実施します。

項目	事務年度		対前事務年度比	
	平成23事務年度	平成24事務年度	平成23事務年度	平成24事務年度
① 実地調査件数	741 件	721 件	97.3 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	568 件	537 件	94.5 %	
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	69 件	68 件	98.6 %	
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	300 億円	218 億円	72.6 %	
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	47 億円	36 億円	75.9 %	
⑥ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格(④/②)*	5,277 万円	4,051 万円	76.8 %	
	6,478 万円	2,327 万円	35.9 %	

(注) 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

(注) 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外に居住する者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもののいずれかに該当する事案をいう。



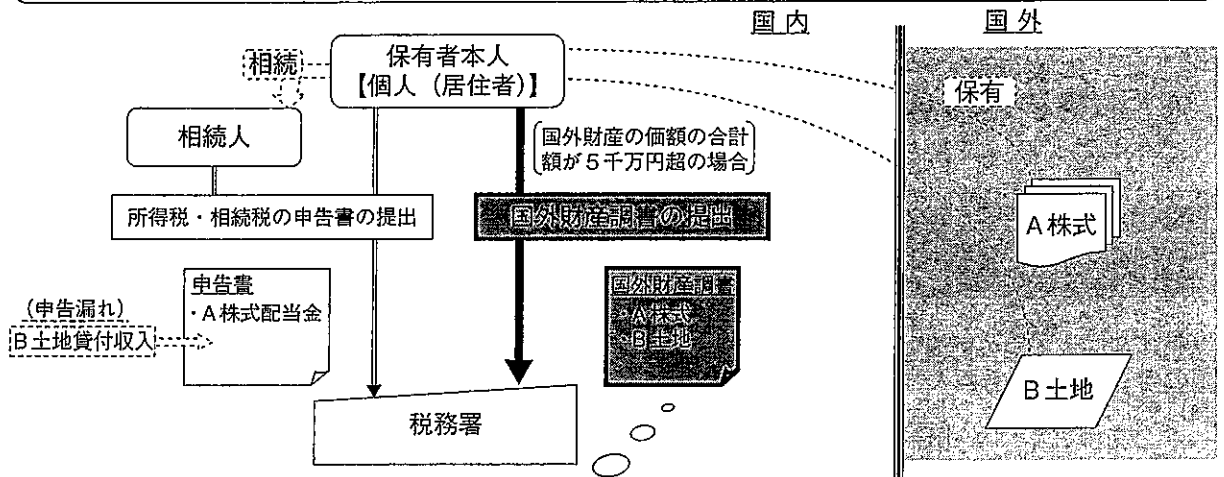
	報告者等	違反があった場合の措置
米	○ ①残高1万ドル超の外国金融口座、 ②5万ドル超の特定外国金融資産（外国預金口座、外国法人が発行する有価証券等）を保有する個人・法人等	○ ①の場合、当該口座に係る情報の未報告について、口座1件当たり1万ドル以下の制裁金（故意の場合は10万ドルと口座残高の50%のいずれか高い金額の制裁金）。また、刑事罰として、5年以下の懲役若しくは25万ドル以下の罰金またはその併科。 ○ ②の場合、当該金融資産に係る過少申告額の40%（通常20%）の制裁金。また、刑事罰として、1年以下の懲役もしくは2.5万ドル（法人は10万ドル）以下の罰金またはその併科。
独	○ 外国法人の10%以上の持分等を保有する個人・法人等	○ 未報告の場合、5,000ユーロ以下の制裁金。
仏	○ 外国金融口座、外国生命保険契約を保有する個人	○ 未報告の口座1件当たり1,500ユーロの制裁金。なお、情報交換協定等未締結国に保有する未報告口座については1万ユーロの制裁金。 ○ 未報告の保険契約に係る払込額の25%の制裁金。
加	○ 合計10万ドル超の外国資産を保有する個人・法人等	○ 以下のいずれかの金額の制裁金が課される。 － 未報告の場合、督促後違反継続期間中、1日25ドルの制裁金（最低100ドル、最高2,500ドル） － 故意による未報告の場合、督促後違反継続期間中、月1,000ドルの制裁金（最高24,000ドル） － 24ヶ月以上の未報告の場合、未報告額の5%。
豪	○ 合計5万ドル以上の外国資産、外国法人の10%以上の持分等を保有する個人	○ 未報告の場合、最大で1年以下の懲役もしくは5,500ドル以下の罰金またはその併科。
韓	○ 合計10億ウォン超の外国金融口座を保有する個人・法人	○ 未報告の場合、口座残高の10%以下の制裁金等。

(注) これらの国では、居住者が未報告の外国口座等からの所得を自主的に申告した場合に制裁金などを軽減する仕組み等を時限的または恒久的に採用し、コンプライアンスの履行を促進している。

(参考図表 4)

国外財産調書制度の創設

- 国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れについては、近年増加傾向にあり、国外財産に関する課税の適正化は喫緊の課題。
- 国外財産の把握体制が十分でない中、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人（居住者）に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。



加算税の特例

- 国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合において、
- ① 国外財産調書に国外財産の記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減する。（所得税・相続税）【優遇措置】
- ② 国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する。（所得税）【加重措置】
- (注) 故意の調書不提出・虚偽記載についての罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を整備する（併せて情状免除規定を設ける）。

(注) 施行時期：平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用。

国外財産調書の提出状況について

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める仕組みとして、国外財産調書の提出制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました。

これに伴い、平成 25 年 12 月 31 日における国外財産の保有状況について、平成 26 年 3 月 17 日を期限として初めて調書が提出されており、その提出状況は以下のとおりです。

- 総提出件数は、全国で 5,539 件
局別の件数は、東京局、大阪局、名古屋局の順に多く、この 3 局で全体の約 9 割（88%）を占めています。

- 国外財産の価額の総合計額は、約 2 兆 5 千億円
局別の総財産額に占める割合についても、東京局、大阪局、名古屋局の 3 局で約 9 割（94%）となっています。
財産の種類別については、次葉のとおり。

○平成 25 年分国外財産調書提出状況

1 総提出件数

5, 539 件

※東京局 3,755 件 (67.8%)、大阪局 638 件 (11.5%)、名古屋局 457 件 (8.3%)、
その他 689 件 (12.4%)

2 総財産額

約 2 兆 5, 142 億円

※東京局 20,989 億円 (83.5%)、大阪局 1,793 億円 (7.1%)、名古屋局 931 億
円 (3.7%)、その他 1,429 億円 (5.7%)

3 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	1兆5,603 ^{億円}	62.1%
預貯金	3,770	15.0
建物	1,852	7.4
土地	821	3.3
貸付金	699	2.8
上記以外の財産	2,396	9.5
合計	2兆5,142	100.0

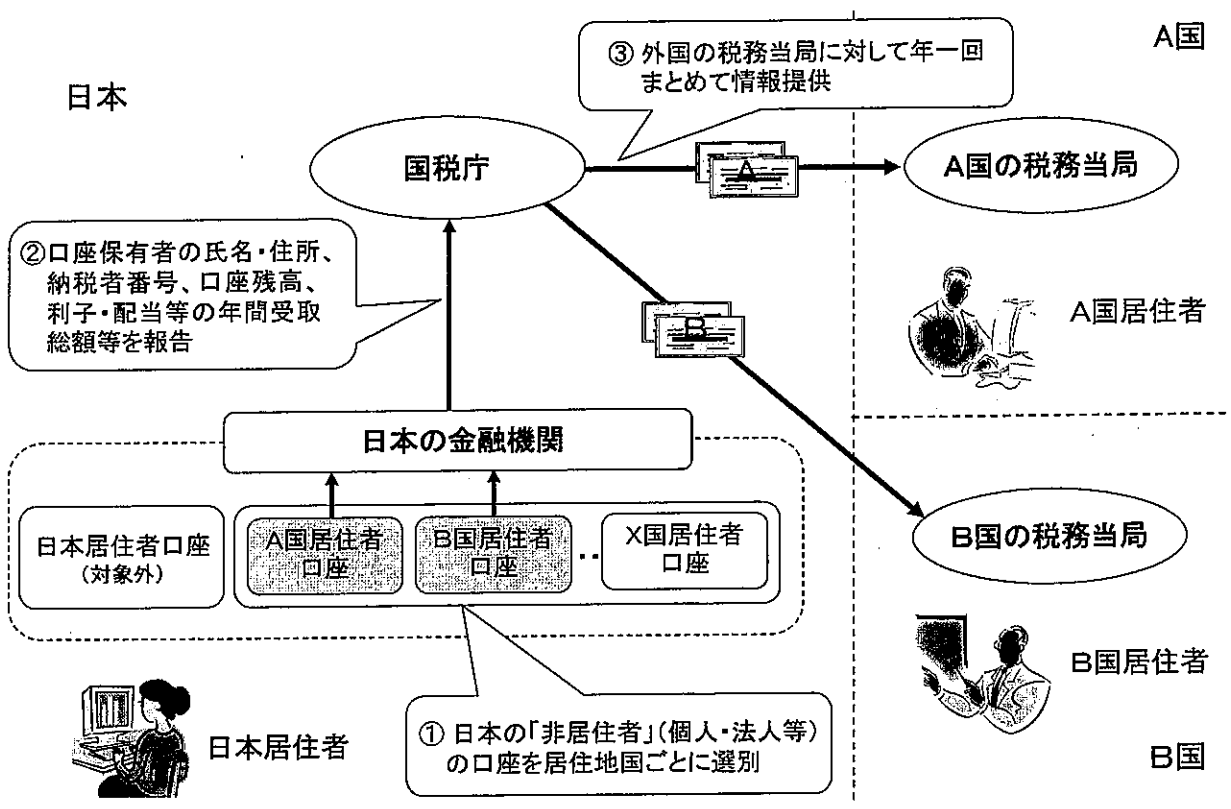
(注) 各々の種類で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

税制調査会(国際課税DG③) 〔自動的情報交換について〕

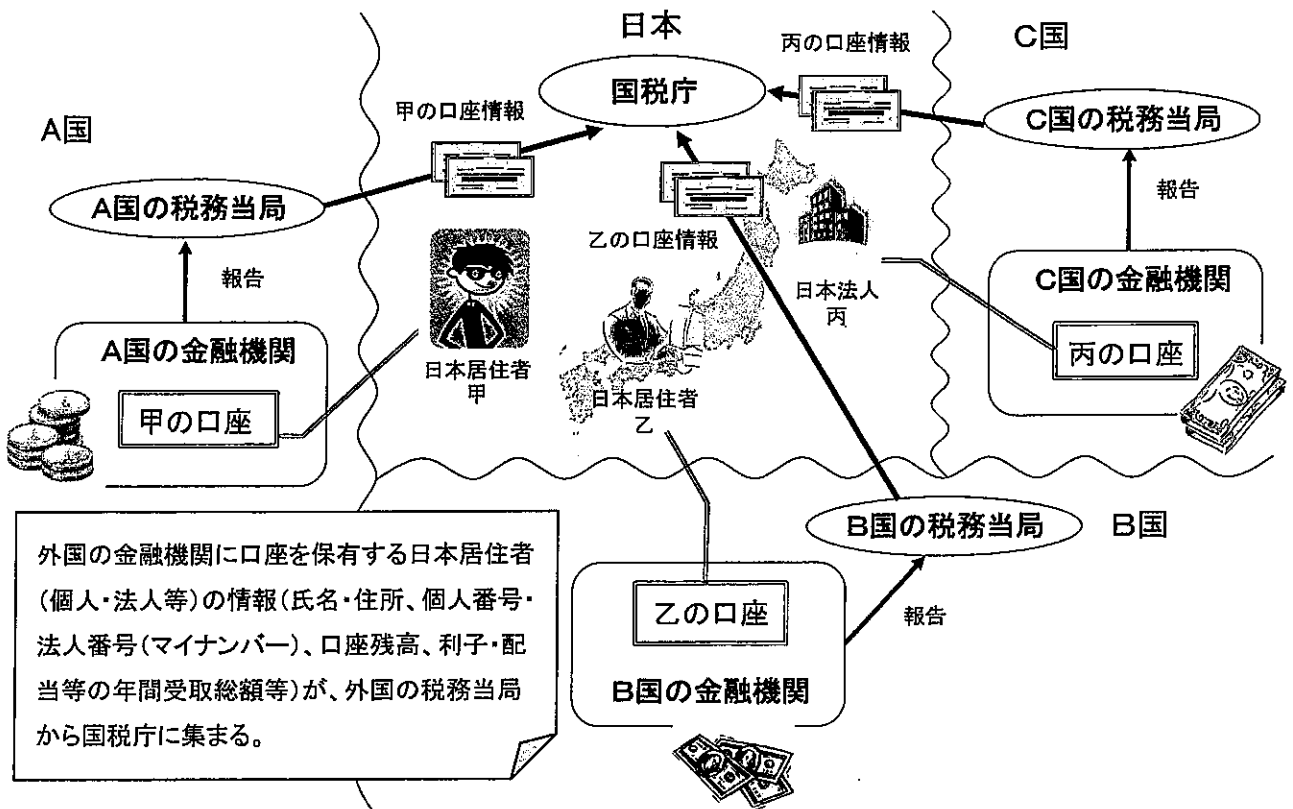
共通報告基準の導入の意義

- 各国と協調して共通報告基準を導入することにより、以下の効果が期待される。
 - ① 日本の居住者が、外国の金融機関を通じて保有する金融資産の情報が、外国の税務当局から日本に毎年自動的に提供される。これにより、
 - ・ 「利子・配当等の年間受取総額」の情報が端緒となって、当該金融資産から生じた利子・配当等で申告されていないものが把握されうる。
 - ・ 「口座残高」の情報が端緒となって、当該金融資産を形成した所得で申告されていないものが把握されうる。
 - ② 外国の金融機関の口座を利用した脱税・租税回避を抑止し、全ての納税者による申告納税義務の遵守を促し、税負担の公平性を実現する。
 - ③ 国内の金融機関が国際基準を遵守しつつ税務当局間の自動的情報交換が行われることにより、金融市場に対する国際的信頼度の維持に資する。

共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)



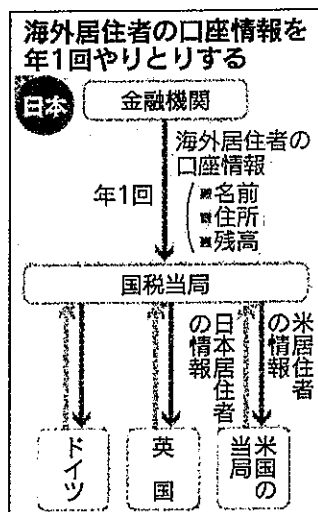
共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(外国⇒日本)



口座情報を毎年交換

海外居住者の税逃れ防ぐ

日米欧など



富裕層の税逃れを防ぐため、海外に住む個人の金融口座の情報を多国間で交換する経済協力開発機構（OECD）の新ルールの詳細が30日、明らかにされた。各国の金融機関に海外居住者すべての口座情報を毎年1回、

税務当局に報告させ交換するのが柱だ。2015～16年の導入を目指す。主要20カ国・地域（G20）もOECDルールの活用で合意しており、9月にオーストラリアで開くG20財務相・中央銀行総裁会議でも詳細を確認する。

米国は海外の金融機関に米国人の口座情報の提供を義務づける法律を10年に成立させ、海外口座の税務当局の間で、海外に住む人の情報を交換し、資産隠しや税逃れに歯止めをかけるのが狙い。日本の国税当局が米国に送るのは、日本の金融機関に口座を持ち、米国に居住する日本人や米国人らの情報だ。逆に米国の当局は米国で口座を持ち、日本に居住する米国人や日本人らの情報を日本の当局に送る。

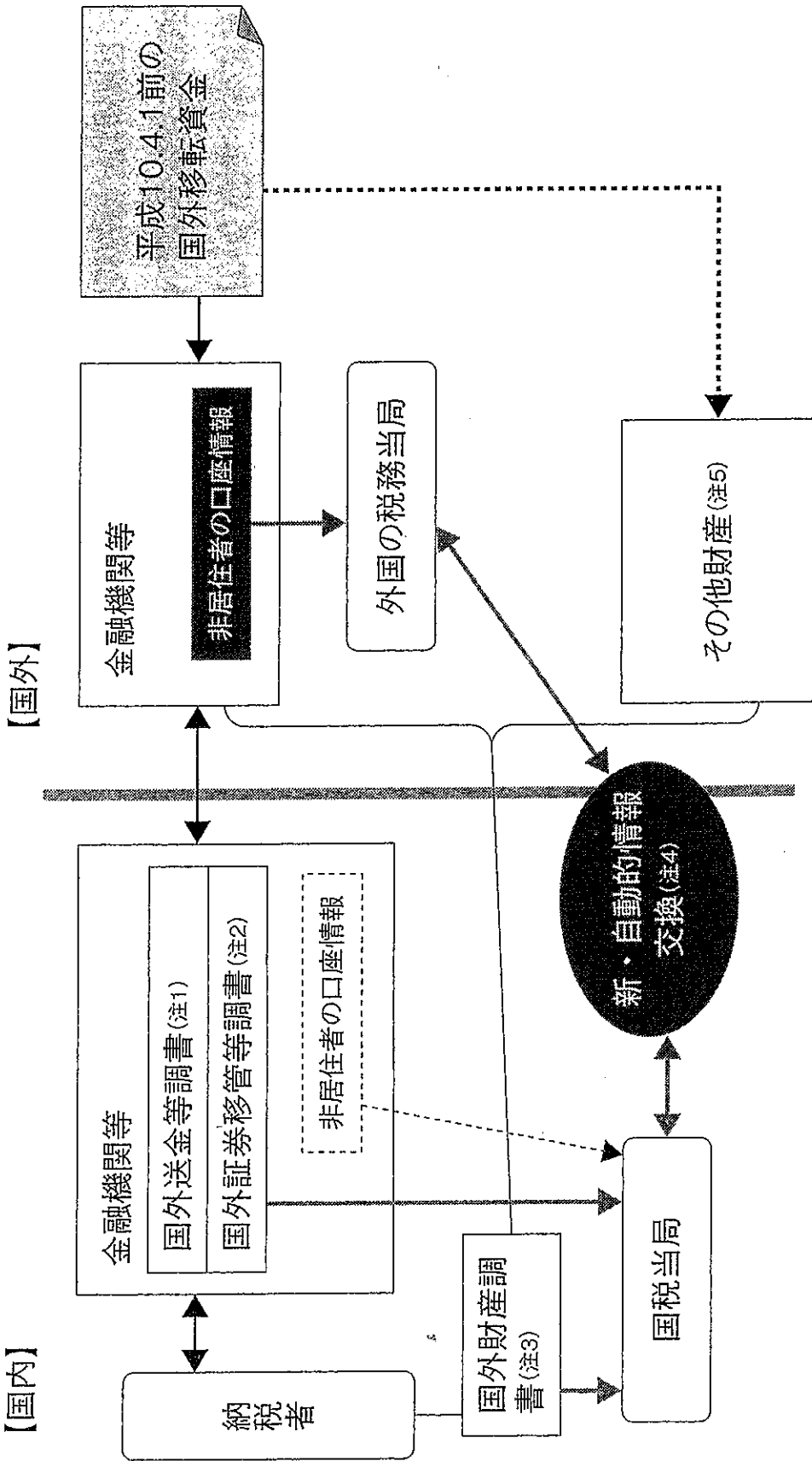
各国の金融機関に海外居住者が持つ預金口座や証券口座の情報を税務当局に毎年1回オンラインで提出することを義務付ける。海外居住者が持つすべての口座の名義人、住所、残高、利子や配当の受け取り記録などを報告の対象にする。

金融機関の事務負担を減らすため、残高100万円（約1億円）以下の口座はシステムでの検索など簡易な方法での確認を認める。

一方、100万円超は営業担当者への聞き取りや保存する書類の確認など、より詳細な作業を求める。

口座情報の交換は当初15年末までに始めるとしていたが、準備が間に合わなかったため、16年末まで延期することも検討する。

新ルール導入後における国外口座情報等の流れ (概要図)



- (注1) 平成10年4月1日から施行されており、同日から平成21年3月31日までは200万円超、平成21年4月1日以降は100万円超の国外送金等について、国税当局に調書が提出されている。
- (注2) 平成27年1月1日以降の国外証券の移管、受入れに関する調書が国税当局に提出される。
- (注3) 所有国外財産5,000万円以上の者に提出義務がある (平成26年1月1日施行)。
- (注4) 新ルールに基づく口座情報の自動的交換が、平成27～28年頃に導入見込み。
- (注5) 旧・自動的情報交換などの対象となっていた可能性も皆無ではない。

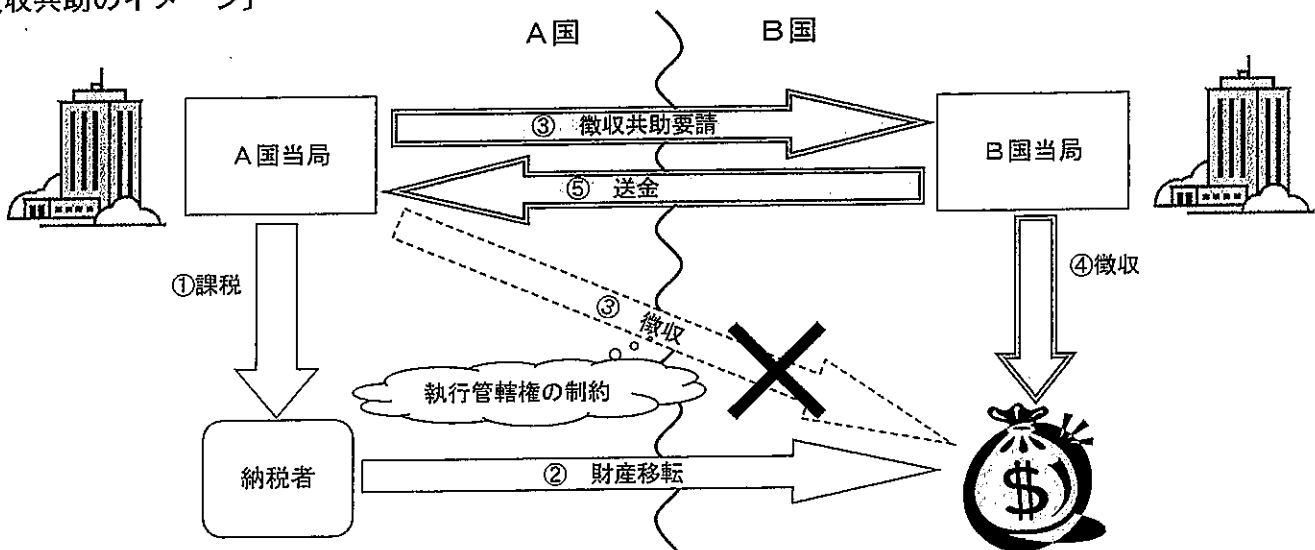
税制調査会資料

〔国際課税関係〕

徴収共助について

- 徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収する枠組みをいう。
- 経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。
- こうした中、我が国も2011年11月3日に税務行政執行共助条約に署名。平成24年度税制改正において、徴収共助等に関する国内法の規定の整備が行われた。
- 税務行政執行共助条約は、第183回国会において承認され、2013年10月1日に発効。また、同国会において、OECDモデル租税条約に沿った徴収共助に関する規定が盛り込まれた日米租税条約改正議定書及び新日ニュージーランド租税条約が承認された。

〔徴収共助のイメージ〕



平成24年09月28日

様

練馬東 税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

国外送金等に関するお尋ね

税務につきましては、日ごろからご協力をいただきありがとうございます。

税務署では、適正な申告と公平な課税の実現を図るため、様々な経済取引についてお尋ねをさせていただきます。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、あなたが行った下記の取引について、同封の回答紙に該当事項をご記入の上、ご回答くださいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、お手元にある書類によってお尋ねの内容が確認できる場合には、その写しを回答に代えていただいても結構です。

※「国外送金等に係る調書提出制度」によって、国外への送金や国外からの送金の受領の際に金融機関等へ提出された国外送金等告知書の内容に基づいて国外送金等調書が作成され、税務署に提出されています。

記

○ お尋ねしたい国外送金等の内容です。

		送金・受領年月日	送金・受領金額	送金・受領の相手先	国内金融機関
1	受金	H23.01.04.	JPY 1,245,027		
2	受金	H23.03.03.	USD 656,160		
3	送金	H23.05.24.	USD 25,000		

(注) 1 記載方法などについてお分かりにならないことがありましたら、担当者までお問い合わせください。

2 回答書は、なるべく平成24年10月12日 までにご郵送ください。

※担当職員にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。

担当者	
(電話番号)	(03-3993-3111 内線：324)

整理番号

平成 年分 国外送金等調書

国内の送金者又は受領者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	年 月 日
国外送金等区分	1. 国外送金・2. 国外からの送金等の受領	国外送金等年月日
国外の送金者又は受領者の氏名又は名称	国外の銀行等の営業所等の名称	
取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称	国外送金等に係る相手国名	
本人口座の種類	普通預金・当座預金・その他 ()	本人口座の番号
国外送金等の金額	外貨額 (円)	送金原因
	円換算額 (円)	
(備考)		
提出者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	(電話)
整理欄	①	②

350

平成 年分 国外送金等調書

国内の送金者又は受領者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	年 月 日
国外送金等区分	1. 国外送金・2. 国外からの送金等の受領	国外送金等年月日
国外の送金者又は受領者の氏名又は名称	国外の銀行等の営業所等の名称	
取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称	国外送金等に係る相手国名	
本人口座の種類	普通預金・当座預金・その他 ()	本人口座の番号
国外送金等の金額	外貨額 (円)	送金原因
	円換算額 (円)	
(備考)		
提出者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	(電話)
整理欄	①	②

平成 年分 国外送金等調書

国内の送金者又は受領者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	年 月 日
国外送金等区分	1. 国外送金・2. 国外からの送金等の受領	国外送金等年月日
国外の送金者又は受領者の氏名又は名称	国外の銀行等の営業所等の名称	
取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称	国外送金等に係る相手国名	
本人口座の種類	普通預金・当座預金・その他 ()	本人口座の番号
国外送金等の金額	外貨額 (円)	送金原因
	円換算額 (円)	
(備考)		
提出者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	(電話)
整理欄	①	②

350

平成 年分 国外送金等調書

国内の送金者又は受領者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	年 月 日
国外送金等区分	1. 国外送金・2. 国外からの送金等の受領	国外送金等年月日
国外の送金者又は受領者の氏名又は名称	国外の銀行等の営業所等の名称	
取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称	国外送金等に係る相手国名	
本人口座の種類	普通預金・当座預金・その他 ()	本人口座の番号
国外送金等の金額	外貨額 (円)	送金原因
	円換算額 (円)	
(備考)		
提出者	住所(居所)又は所在地氏名又は名称	(電話)
整理欄	①	②

平成 年 月 分 国 外 送 金 等 調 書 合 計 表

税務署受付印

処理事項		通信日付印	検 収	整理簿登録
※		※	※	※
. . .				
整理番号	所在地	提出者	件数	提出媒体
調書の提出区分 (新規=1、追加=2、訂正=3、無効=4)	フリガナ	税務署長 殿	件	
作成担当者	フリガナ	区 分	件	
作成税理士 署名押印	フリガナ	国 外 送 金 分	件	
税理士番号 () 電話 (- -)	電話 (- -)	国外からの送金等の受領分		
		計		
(摘 要)				

提出媒体欄には、コードを記載してください。(MT=11、CMT=12、電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)

平成 年分 国外証券移管等調書

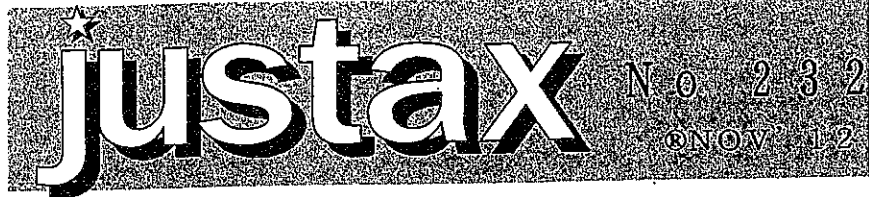
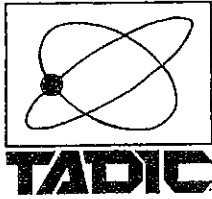
国外証券 移管者又は は受入者	住所(居所) 又は所在地 氏名又は 名称	国外証券移管等 区分	1. 国外証券移管・2. 国外証券受入れ	国外証券移管等 日	年 月 日
国外証券移管等の相手方の氏名 又は名称					
国外の金融商品取引業者等の営業 所等の名称					
国外証券移管等に係る相手国名					
国外移管等をした有価証券					
種類	銘柄	株数又は 口数	金額		円換算額
			外貨額	外貨名	
		株(口)			円
移管等の原因となる 取引又は行為の内容 (備考)					
金融商品取 引業者等		所在地			
		名称	(電話)		
整理欄		①	②		

平成 年 月 分 国外証券移管等調書合計表

税務署受付印

処 理 事 項	通 信 日 付 印	検 収	整 理 簿 登 載	整理番号	所在地	提出者	電話番号	作成担当者	作成税理士 署名押印	税理士番号 () 電話 (- -)	提出媒体	※	※
平成 年 月 日 提出					フリガナ	税務署長 殿	電話 (- -)						
					フリガナ 名 称								
					フリガナ 代 表 者 氏 名 印								
区 分	(摘 要)												
国外証券移管分	数		件										
国外証券の受入分	数		件										
計	数		件										

提出媒体欄には、コードを記載してください。(MT=11、CMT=12、電子=14、FD=15、MO=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士損害賠償請求事件／海外財産を除外した相続税申告

—遺族にも降りかかる専門家責任—

税理士に対する損害賠償請求事件が多発していることに伴い、税理士の側の無防備な現実が指摘されています。今回紹介する事件は税理士に対する専門家責任の追及のみならず、税理士が亡くなされた後もその遺族が負わなければならなかったその責任の重さです(平成24年1月30日東京地裁判決、控訴)(一部認容、一部棄却、TAINSコードZ999-0131)。

1. 事案の概要

この事件は、税理士である亡被告丁に相続税の申告手続を委任した原告甲らが、この契約に基づいて丁税理士が行った相続税の申告手続に相続財産の申告漏れ等の不備があったため、修正申告、重加算税の納付を余儀なくされたと主張して、亡丁税理士の相続人である被告らに対し、債務不履行に基づく損害賠償として、甲らが実際に納付した相続税の本税、重加算税、過少申告加算税及び延滞税の合計額から、本来納付すべきであった相続税額を控除した金額と甲らが既に亡丁税理士に支払った報酬相当額との合計額1億2000万円を超える金額並びに遅延損害金の支払を求めたという事案です。

2 裁判所の判断

東京地裁は、次のように判断して、甲らの請求のうち、1億600万円余を認容しました。

- (1) 税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としているから、税務申告の委任を受けたときは、委任契約に基づく善管注意義務として委任の趣旨に従い、税務申告が適正に行われるよう、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。
- (2) したがって、税務申告の委任を受けた税理士は、委任者から提供された資料が不十分であったり、委任者の指示説明が不適切であるために、これに依拠して申告書を作成すると適正な税務申告がされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正した上で税務申告を行う義務を負うものというべきである。
- (3) 亡丁税理士は、甲らの相続税の申告に際して、原告らに対して、海外財産に関する資料の提出を求めるとともに、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外財産の存否を調査するよう指示すべきであったのに、これらの措置を何ら執ることなく甲から交付を受けた国内資産に関する資料のみに依拠して申告書を作成し、申告しているのであり、このような行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。
- (4) 丙社の発行済株式総数9万株のうち6万4905株は同社の法人税申告書別表二において被相続人の持株とされていたものの、それ以外の2万5095株の帰属は原告らに尋ねても不明な状態にあったのであるから、亡丁税理士としては、適正な税務申告を行う観点から、この2万5095株が相続財産である可能性をも考慮して、その帰属について関係者の認識を確認するなどして、可能な限りの調査を行い、相続税を申告すべきであったのに、亡丁税理士は相続人らからの事情聴取以外に特段の調査をしていないにもかかわらず、2万5095株は甲らに帰属するものと即断し、作成権限もないのに、これを裏付ける株主名簿まで作成した上で、これらの株式が相続財産でないことを前提として本件申告書を作成しているのであり、このような行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。

(税法データベース編集室 朝倉・洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判11頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第228号(平成24年11月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628